

請 願 書

福岡小学校の存続に関する請願



紹介議員 中 島 清 和

請願趣旨

現在、全国的に少子化が進み、つくばみらい市においても例外ではなく小中学校の少子化問題と児童数が増加する地区と減少する地区が混在する事が課題となっております。

そのような状況の中で、市は平成21年より「義務教育施設適正配置審議会」を立ち上げ、初期の3年間に「小中学校の学級数、児童数の適正規模の検討」と児童数が急増するみらい平地区への「陽光台小学校新設」を行い、さらに平成26年にみらい平地区への2校目の新設決定を行いました。

平成27年1月度に文部科学省より各教育委員会への学校統廃合の新たな「手引」通達を受け、本審議会にて「第2次義務教育施設の適正配置について」検討がされ、11小学校から6小学校への統合と既存の4中学校を前提とした「つくばみらい市立小学校の統廃合(案)」が答申され、平成27年12月に説明会にて公表されたました。

その答申には、我々の母校である福岡小学校が十和小学校と谷原小学校との統合対象校になり、福岡、十和小学校ともに谷原小学校に統合される位置付けとされました。

福岡小学校はつくばみらい市で一番歴史のある小学校であり、地域社会の将来を担う人材(子供たち)を育てる学びと健全な成長の場として欠かせない存在であるとともに地域コミュニティの拠り所として大きな役割を果たしております。

また、今後の福岡地区の活性化(工業団地の誘致による雇用拡大とつくばエクスプレス沿線における人口増加)及び安定した地域基盤づくりを進める上でも「地域とともにある学校づくり」が必要不可欠です。

福岡地域にとって昔から慣れ親しんだ小学校が無くなるという事は、明治19年より私達の先代が率先して築いてきた 福岡小学校と福岡地域の歴史と将来を失う事だと言っても過言ではありません。地域社会の将来を担う子供たちが安心して学ぶことができることはもちろんのこと、地域コミュニティの拠り所としても是非とも福岡小学校の存続を求めるものです。

請願事項

「地域とともに歴史のある福岡小学校を統廃合せずに単独校として存続させること」

請願に至った理由

別紙に記載し、添付致します。また、「地域住民の同意署名書」は教育委員会に提出済みです。

以上のとおり、地方自治法第124条の規定により請願書を提出致します。

平成29年 11 月 10 日

請願者

住所 つくばみらい市福岡1598-1

代表 福岡地区行政代表区長 飯泉晴夫

福岡小学校PTA会長 ほか 福岡地区行政区長14名
菊地広志

つくばみらい市市議会議長 高木寛房殿

つくばみらい市福岡 1 4 2 4 - 1 4

要望に至った理由

- 1.平成27年12月13日に1回目の「つくばみらい市立小学校の統廃合」に関する地域単位の説明会が開催されましたが、11地区の延べ人数で482人と各地区単位では参加者が少なかった。その中でも福岡地区が76名と一番多く関心が高く、統合反対の意見が大半であった。
- 2.行政からの説明会開催の地域住民への情報伝達が十分されておらず、学校関係者と児童保護者、青少年育成関係者が中心であり、行政区の代表である「行政協力員の区長」には説明会開催の情報伝達が皆無であった。
1年後の平成28年度12月21日開催の福岡小学校区における意見交換会でも同様であった。
- 3.上記より市役所内の情報伝達と連携プレイ(教育委員会と市民サポート課)が、良くないと思われます。
- 4.行政協力員の区長は、「行政と地域との橋渡し役割」を持っており、本来、この小学校統合の案件は地域の重要な問題であり、行政より区長へ情報の伝達を行い、区長が地域の要望・意見を取りまとめて行政に伝達するべきものと考えます。(最近の区長は、75%が1年交代で勤め人が多数としても、平成27年末の説明会から平成28年末の意見交換会までの1年の間には十分役割を果たせるものと考えます。)
- 5.平成27年12月の説明会時の「地域住民の意見」が、平成28年度の意見交換会時の「義務教育施設適正配置基本計画書」に全く反映されておらず、「教育委員会及び行政」主体の「学校教育施設規模中心の再編・統合検討」に偏重しており、地域住民や地域支援組織とともにある学校づくり、地域のコミュニティの核としての学校の役割重視の視点からの検討・配慮が十分されたとは言えない。
- 6.形式的な説明会及び意見交換会はされているが、「地域の要望意見を聞き検討致します」の返答ではあるが、文部科学省の「手引」にある各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりの活動とは言えない。
- 7.国政は、団塊世代の小学義務教育全盛後の1956年に「学校統合の通達」を出し、強制的な統合をした結果、様々な弊害が発生し、「地域住民合意の尊重」を求める推進運動へと方向転換をした。国は17年後の1973年に無理な学校統廃合を禁止する通知を出した。また、2015年(平成27年)1月に学校統廃合の新たな「手引」を全国の教育委員会に通知した。今回、この二の舞にならないように地域社会の特徴、状況と学校との関わりを把握し、地域の意見を十分聞き、検討して欲しい。
- 8.福岡、十和小学校を谷原小学校へ統合する決め手は、教室数7室と10室の相違と小中一貫教育にし易いとの事であるが、教室数の相違は建増しすれば解決出来るので、地域住民、地域社会との「活力ある学校づくりの適正化」との比較では、決め手にはならないと判断します。
- 9.また、小中一貫教育の構築では、みらい平地区に中学校を新設するのであれば、福岡地区は隣接の地理的条件と今後の地域発展の為に、工業団地誘致と雇用の拡大に伴う雇用者の移住の点から、福岡地区に小学校があり、みらい平の中学校への進学が適正な再編策と考えます。
新住民(移住者)は、学校と病院・医者、商業施設の存在と位置をポイントに判断を致します。
- 10.小中学校は、水害等の災害からの安全安心を図る為、福岡小の様な高台に位置することが好ましい。

以上